

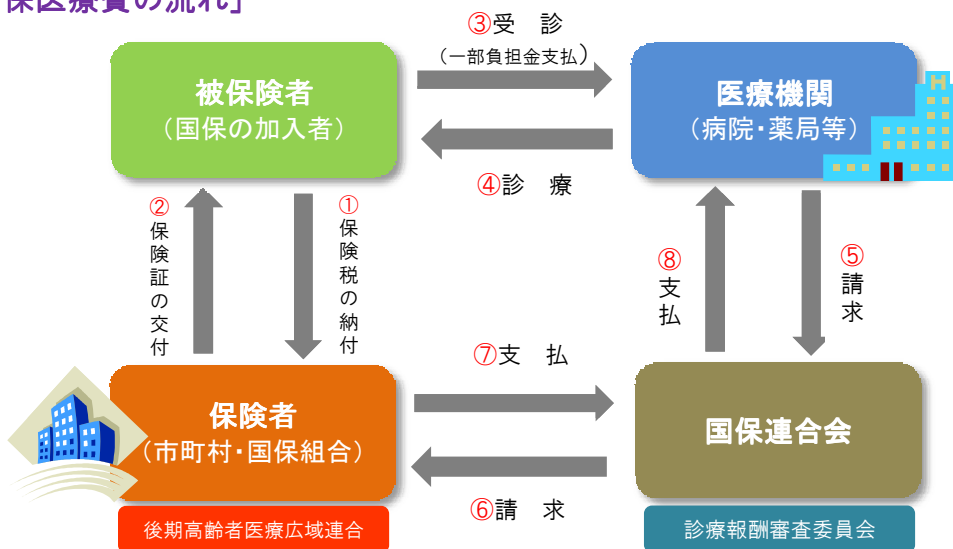
1. 診療報酬等の審査・支払

審査・支払業務

国保に加入しているみなさんが医療機関（病院・薬局等）で診療を受けた場合、総医療費の3割相当額を窓口で一部負担金として支払いますが、残りの7割については、国保連合会が医療機関に直接支払うしくみになっています。医療機関は、診療にかかった費用を診療報酬として国保連合会に請求し、国保連合会では診療の内容を審査したのちに支払額を決定し、その額を医療機関へ振り込みます。この業務が、**診療報酬等**の審査・支払です。保険者である市町村等からの委託を受けて国保連合会が実施している主要業務です。平成20年4月より後期高齢者医療分の審査・支払もおこなっています。

診療報酬等とは・・・保険診療の対価としての報酬で、医科や歯科の診療報酬、調剤報酬、柔道整復師の施術料等があります。

[国保医療費の流れ]



診療報酬審査委員会

医療機関等からの請求は、診療報酬請求明細書（レセプト）でおこなわれます。診療の内容が保険請求のルールにのっとって正しくおこなわれているかをチェックするために国保連合会内に診療報酬審査委員会を設置してレセプトの審査を毎月おこなっています。

委員は、保険医代表・保険者代表・公益代表の3者構成で、大分県知事の委嘱を受け任期は2年となっています。



審査委員会室